

議案第 22 号

鯖江市手数料徴収条例の一部改正について

鯖江市手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 21 日提出

鯖江市長 佐々木 勝 久

提案理由

戸籍法の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

鯖江市条例第 号

鯖江市手数料徴収条例の一部を改正する条例

鯖江市手数料徴収条例（昭和55年鯖江市条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則第3項の表中「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部もしくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改める。

別表第4項の表1の項中

「

戸籍の謄抄本または磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部もしくは一部を証明した書面の交付手数料	1通	450
除かれた戸籍の謄抄本または磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部もしくは一部を証明した書面の交付手数料	1通	750

を

」

「

戸籍の謄抄本または戸籍証明書の交付手数料	1通	450
戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料 (電子情報処理組織を使用する方法(総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)による発行および同時に同一の事項を証明する戸籍の謄抄本または戸籍証明書の請求を行う場合における発行を除く。)	1件	400
除かれた戸籍の謄抄本または除籍証明書の交付手数料	1通	750
除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料 (電子情報処理組織を使用する方法による発行および同時に同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄抄本または除籍証明書の請求を行う場合における発行を除く。)	1件	700

に改め、

」

「受理した書類に記載した事項の証明書」の次に「または届書等情報の内容の証明書の」を加え、「書類の閲覧」を「受理した書類の閲覧または届書等情報の内容を表示したもの

の閲覧」に改める。

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。